

議案第61号

日野町過疎地域自立促進計画の変更について

日野町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 事 業 概 要 書

(1) 次の事業を「7. 教育の振興」に追加する

### 【高校生等修学支援事業】

#### ○事業の目的

本町は町内に鳥取県立日野高等学校があるが、進学を目指す生徒、専門的な学科を学ぶ生徒、部活動に力を入れる生徒など自らの将来を見据えた目的を果たすために町外の高等学校等へ進学する生徒も多数見受けられる。

学習教材費用など経済的な負担が大きいため、高等学校等へ通学する生徒へ奨学金を給付することにより、経済的事情等により進学、就学に支障をきたすことなく、自らの適性に合った進路を選択し、意欲的に学業に専念できるようにする。

#### ○事業の内容

日野町内に住所を有し、高等学校、工業高等専門学校、高等特別支援学校及び特別支援学校高等部の第1学年から第3学年に在籍する生徒に年額25,000円の奨学金を給付する。

#### ○事業費 令和元年度 1,875,000円

令和元年9月

日野町過疎地域自立促進計画（変更）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
26頁21行  7. 教育の振興	<p>ハード面のトラブルへの対応、ICT機器を活用した授業の構想等、教職員の負担も大きくなっている。</p> <p><u>町内には鳥取県立日野高等学校があるが、進学、専門的な学科の履修や部活動など自らの将来を見据えた目的を果たすために町外の高等学校へ進学している生徒も多い。遠方への通学や教材費等に要する費用は大きな負担になっていることに加え、進路に大きな影響を与える高校3年間に地域から離れることが、将来的に地域を支える人材の流出にもつながっている。</u></p>	ハード面のトラブルへの対応、ICT機器を活用した授業の構想等、教職員の負担も大きくなっている。
27頁19行  7. 教育の振興	<p>トラブル等への対応で授業時間を削られることなく児童生徒への学習を保障することができる。</p> <p><u>高校生等については、町内に在住する高校生等や鳥取県立日野高校の生徒が、自らの適性に合った進路を選択し、意欲的に学業に専念できるように経済的支援を行うとともに、将来的に地域を支える人材として活躍してもらうために、地域と密着した学習機会の提供を行う。</u></p>	トラブル等への対応で授業時間を削られることなく児童生徒への学習を保障することができる。

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
	事業計画(平成 28 年度～32 年度)				事業計画(平成 28 年度～32 年度)			
27 頁 31 行 7. 教育の振興	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(4)過疎地域自立促進特別事業	放課後子ども教室 外国語指導助手 地域指導主事 保・小・中一貫教育 学校図書館司書配置 少人数学級編成 スクールソーシャルワーカー活用事業 ICT支援員業務委託事業 <u>高校生等修学支援</u>	町 町 町 町 町 町 町 町 町		(4)過疎地域自立促進特別事業	放課後子ども教室 外国語指導助手 地域指導主事 保・小・中一貫教育 学校図書館司書配置 少人数学級編成 スクールソーシャルワーカー活用事業 ICT支援員業務委託事業	町 町 町 町 町 町 町 町	

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
35頁	(4)過疎地域自立促進特別事業	<p><u>高校生等修学支援</u></p> <p><u>経済的な事情等により進学、修学に支障をきたすことなく、自らの適性に合った進路を選択し、意欲的に学業に専念できる環境を整えるため、高等学校等へ通学する生徒へ奨学金を給付する</u></p>	町		(4)過疎地域自立促進特別事業			